

平成15年11月17日
専門小委員会資料

分野ごとの課題及び施策の方向

第二小委員会

③

教育部会

管理・学校教育分科会

社会教育分科会

スポーツ分科会

課 題 及 び 施 策 の 方 向 に つ い て

№	課 題	施 策 の 方 向
1	学校教育の振興 (1) 教育改革期の今、地域に信頼される学校づくりを推進しながら学校教育の充実をさらに図っていく必要がある。 (2) 教育相談は、各市町村独自で実施しているため、市町村間のネットワークがとりにくく、事例研修等のケース会議が開催しにくい状況にある。 (3) 教育研修所は、現在各市町村に設置されているが、研修施設をもち、教育研修指導員を置いているのは鶴岡市だけであり、教職員の資質向上のための研修をさらに充実していく必要がある。 (4) 学校体育施設開放は各学校で実施しているが、生涯学習の観点から、地域のニーズに応じた学校開放が必要である。	生涯にわたる人間形成の基礎として、家庭、地域との連携を図りながら、魅力ある学校づくり、地域に根ざした学校づくりを推進し、豊かな心をもちたくましく生きる児童生徒の育成に努める。 ○ 小学校43校、中学校12校になり、児童生徒、教職員の交流を通し、情報交換、連携を深めながら、それぞれの学校規模や実態、課題に応じた地域と一体となった特色ある学校経営を推進していく。 また、高等教育機関との連携を図るなど、より質の高い教育を目指す。 ○ 不登校や問題行動等への対応を図るために教育相談体制の整備を図るとともに、ネットワークを強化し、児童生徒の心の健康に関わる教育相談を充実する。 教育相談体制とあわせ、「適応指導教室」についても体制整備とネットワークの強化を図る。 ○ 教育研修所を一本化し、担当の専門職を置くことにより、教育センターとして教職員に対する研修の充実が図れ、教職員の資質向上を期することができる。 ○ 小学校施設を生涯学習の拠点として開放し、地域の教育力の充実と居場所づくりのために地域との連携を図りながら、学校のコミュニティスクール化を検討する。

	(5) 学校給食は、センター方式（鶴岡市、藤島町、温海町、櫛弓町、朝日村）と自校炊飯方式（羽黒町、三川町）で実施しており、効果的で質の高い学校給食を検討していく必要がある。	○ 現在ある給食センター施設を生かしながら、地産地消やエコピック等の活用を考え、発祥地としての伝統を継承し、地場産業との連携を図りながら完全給食を実施するとともに、効率的な運営について検討していく。
2	幼児教育のあり方 公立幼稚園の設置数は、鶴岡市に3園、羽黒町に4園、三川町に1園の計8園である。 各市町村独自（公立保育園、認可保育園、私立幼稚園等）に幼児教育を実施しており、今後、就学前教育の充実を更に図っていく必要がある。	○ 公立幼稚園については、保護者のニーズに応じた就学前教育の充実の面から、保育行政との連携や幼稚園の民営化等を検討していく。
3	学校教育施設・設備の整備 破損、老朽化の著しい学校教育施設・設備の改修及び改築事業を検討する必要がある。	○ 施設の経過年数、耐震診断の実施などによる施設の危険度及び破損状況に応じた適正な施設・設備の整備充実を図る必要がある。

2003.7.29 作成

NO.	課 題	施 策 の 方 向
	少子化・高齢化・核家族化・情報化・高度科学技術の進歩・都市化・過疎化・国際化等の方向に進む中で、人間らしく生き、社会の変化に対応できる人づくりが今後継続して必要とされる。	住民が心豊かに、生きがいをもって暮らす為に、先人の知恵や知識に学び様々な活動を通し次代につなげていく生涯学習のまちづくりをめざす。
1	学習社会の推進 自ら学習計画を立案し、学習活動を展開出来る人づくりの為に、行政・機関・民間企業・各種団体が学習の場を提供していく必要がある。 （機関とは社会教育機関のことで、公民館、図書館、青年センター等が含まれる。）	（１） 合併により、これまでにない豊かな地域資源をベースとした住民活動の展開を可能とする。 （２） 現町村の地域に根ざした学習活動の体系化と、更に高度な学習基盤の構築により、住民に多様で重層的な学習機会と、より多くの住民が参加しやすい環境を提供し、自学・自立の人づくりを推進する。
2	7市町村の特色の明確化 7市町村の住民の学習要求に違いがないことと、今後住民の学習活動がより広域にわたることから、各地域毎の学習施設の機能を活かし、特色ある学習活動（含現代的課題・芸術文化活動）が出来るようにすることが必要である。 （現代的課題には、「男女共同参画社会の構築」、「高齢化社会への適応」、「生涯学習の推進」等がある。）	（１） 男女共同参画社会を目指す女性教育の推進 ① 少子化・核家族化と家庭教育についての学習の充実 ② 女性の社会参加と職業参加についての学習の充実 ③ 農村女性と地域活性化についての学習の充実 ④ 女性センターや農村センターの機能活用 ⑤ ワークショップやグループ学習とメディア活用による学習の展開

		(2) 高齢化社会でのまちづくりを目指す福祉教育の推進 ① 衣食住の環境整備とまちづくりの推進 ② 質の高い生活意識形成と成人期学習の充実 ③ 高齢者による充実した生涯学習機会の創出 ④ 世代間相互交流事業の展開 ⑤ 福祉施設との連携事業の展開 (3) 自然環境と地域文化に支えられた生涯学習の推進 ① 地域独自の学習機能と文化施設活用による学習活動 ② 地域の人材活用を目指す学習機会の創出 ③ 子供や青少年の目を開く体験や交流事業等の展開 ④ 工房・ギャラリーその他各種施設を活用した芸術創作活動の推進
3	高度情報化社会への対応 高度情報化社会による住民の学習要求に、行政の迅速な対応が必要である。	高度情報化に対応する図書館整備 ① 新時代の学習形態に対応する学習拠点 ② 読書普及・電子図書利用・学習研究活動の中核施設 ③ I T技術を活用した図書館サービスの地域展開
4	学習成果の活用・広がり 学習や地域活動の成果が、個人や狭い地域の段階に留まり、自立的学習や地域活性化に繋がっていない。 人材や文化資源を活用し、団体活動支援や産業面への波及など、地域活性化に結びつけていくことが必要である。	特色ある地域学習の拠点化 ① 地域資源に特化した学習の展開 ② 体験活動を地域活性化に波及させる為の指導助言機能強化 ③ 生活ニーズに対応した利用形態への転換

5	多様な文化の継承と新たな振興 7市町村の各種伝統芸能や多くの文化財を次の世代の為に保存継承することと、歴史・自然・文学等多様な文化資源の調査研究を通して、文化性豊かな地域づくりを展開する必要がある。	(1) 伝統文化や歴史的街並みの保存継承 ① 固有の歴史性を伝える空間（建物・小路・通り・景観等）の保存 ルールの確立 ② 伝統芸能や歴史的建造物の保存継承への支援 ③ 文化財・地域資源のネットワーク構築と観光資源活用 (2) 歴史・自然・文学に関する学習研究基盤の整備 ① 内外の研究機関等と連携した研究素材の発掘と研究体制の整備 ② 市民の研究活動をサポートする人的ネットワークの構築 ③ 貴重な学術資料・文学資料等を収集保存する「資料館」機能の充 実
---	---	--

No	課 題	施 策 の 方 向
1	市民がスポーツを生活の一部に取り入れ、生涯にわたり健康・体力づくり活動を気軽に行える環境づくりの一層の推進が必要である。 (1) 生涯スポーツの動機付けとなる各種事業の展開 ・各市町村で様々な行事に取り組んでいるが、同種の大会開催や運営形態も直営のもの・委託しているもの等まちまちのため、一定の整理が必要である。また、運営を委託できる組織・団体の育成強化が不可欠である。 (2) 日常活動の場の提供 ・合併後58となる体育施設の有効活用、適正な管理運営をはじめ、身近な施設の整備充実が課題となる。 ・市民の日常活動推進のため、気軽に参加できるスポーツ団体の育成が必要である。 (3) 既存スポーツ団体の育成強化 ・各市町村に組織されている体育協会やスポーツ少年団本部は、それぞれが補助金の交付、事業委託を受けて運営されている。事業内容の調整を含め各団体のスムーズな統合が課題となる。	市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を目標とする。 ◎総合型地域スポーツクラブの創設・育成 〔地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの創設により、スポーツ活動をととした新たなコミュニティづくりを目指す〕 既存の組織・団体の再構築により総合型地域スポーツクラブを創設・育成することで、地域住民の日常的なスポーツ活動の場の提供、施設の有効利用が図られるとともに、地域における各種スポーツ事業の実施母体となり得る。また将来、NPO法人格の取得により体育施設の管理運営を委託できる可能性がある。 ◎市民の利便性向上のためのシステム整備 合併により、施設利用や各種事業への参加など、市民の選択肢が広がることになる。より積極的な市民の参加を得るため、各地域の特徴を活かした多彩なプログラムの展開を図る。 また、適切な情報提供と身近な窓口の設置により、市民がより参加しやすい環境を整備する必要があることから、全施設の利用予約や各種事業への参加申込みが各市町村で行えるようにするなど、利便性向上のための新たなシステムを整備する。

		◎特色あるスポーツの振興 マリーナやスキー場、屋内多目的運動施設等特色ある施設を活用した競技種目の拠点化など、地域に根ざしたスポーツ振興を推進する。 ◎スポーツ施設の管理運営方式の検討と計画的な施設の整備 ５８施設を適正に管理運営するための方策として、施設管理公社等への委託を含めた新たな方式の検討とともに、計画的な施設の改修、整備を進める。
--	--	---